

大村市告示第 1 3 1 号の 2

大村市都市計画マスタープラン等策定検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和 2 年 6 月 2 3 日

大村市長 園 田 裕 史

大村市都市計画マスタープラン等策定検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 都市計画マスタープラン（都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 8 条の 2 第 1 項に規定する都市計画に関する基本的な方針をいう。）及び立地適正化計画（都市再生特別措置法（平成 1 4 年法律第 2 2 号）第 8 1 条第 1 項に規定する立地適正化計画をいう。）の策定について、必要な事項を検討するため、大村市都市計画マスタープラン等策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 2 0 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者又はその推薦を受けた者
- (3) 公募による市民
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第 3 条 委員の任期は、令和 4 年 3 月 3 1 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員長がその議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公表の日から施行する。

2 この告示の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(失効)

3 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

大村市都市計画マスタープラン等策定検討委員会 委員名簿

	分 野	所 属	氏 名
1	学 識 経 験 者	長崎大学 経済学部 地域・経済政策 准教授	山口 純哉
2	〃	長崎大学 総合生産科学域(環境科学系) 准教授	片山 健介
3	〃	ORGANIC&COMMUNICATION LAB. 代表	入江 詩子
4	関係団体	大村市町内会長会連合会 会長	日高 靖郎
5	〃	大村市タクシー協会 会長	酒井 辰郎
6	〃	大村商工会議所 副会頭	時 忠之
7	〃	(公社)大村青年会議所 副理事長	寿々木 優志
8	〃	(一社)長崎県建築士会大村支部 理事	永江 初
9	〃	(公社)長崎県宅地建物取引業協会大村支部 副支部長	重松 泰子
10	〃	大村市連合婦人会 会長	田川 美智代
11	〃	大村商工会議所 女性会 会長	竹里 三津子
12	〃	長崎県央農業協同組合 理事	川竹 幸
13	〃	(福)大村市社会福祉協議会 会長	有川 晃治
14	公募市民	(公社)日本シェアリングネイチャー協会	野口 晶子
15	〃	(株)アトリエ・プランニング	林田 佐重喜
16	〃	大村市PTA連合会	川村 清乃
17	関係行政 機 関	長崎河川国道事務所 所長	本田 卓
18	〃	長崎県大村警察署 交通課長	吉岡 健
19	〃	長崎県土木部 都市政策課長	植村 公彦
20	〃	長崎県県央振興局 建設部長	近藤 薫

大村市都市計画マスタープラン等策定体制

